古典期ローマ法における二五歳未満者保佐人の弁済 受領権限

西村, 重雄 九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1899

出版情報:法政研究. 55 (2/4), pp. 155-181, 1989-03-25. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

古典期ローマ法における

二五歳未満者保佐人の弁済受領権限

西村重雄

問題の所在——学説概観

Ulp.11 ad ed. D. 4, 4, 7, 2本文

三 若干の検討

四 小括――今後の課題

問題の所在――学説概観

受けることが出来るが、さらにこれと並んで、その保佐人も弁済を受けうるかが争われる。これを認めるいくつかの 法文を修正を蒙ったものとして否定する見解に対し、それらの法文を真正として保佐人の弁済受領権を認める見解が に弁済すべきものとされる。これに対し、成熟者である二五歳未満者(時に若年者ともいわれる)は自ら弁済を有効に 古典期ローマ法において、未成熟者である被後見人への債務の弁済は効力がなく、その財産管理を行う後見人

もの、と一般には想定されている。これを基礎として、二五歳未満者に義務の履行を求める請求に対し、「ラエトリウ されても、現実には判断力ないし経験の不足から実際の取引において種々の不利益を蒙ることは避けられなかった。 未満者自身の申立をまって保佐人を付与し、その後、マルクス帝の時代に保佐人付与の拡大がはかられた。 た。また、十二表法期から由来する錯乱者保佐、浪費者保佐とは別個に、法務官は二五歳未満者保佐を設け、二五歳 ずる原状回復 in integrum restitutio を、この場合には「年齢故の原状回復」として与えて救済する方法を導入し そのため、前二世紀にラエトリウス(ないしプラエトリウス)法が制定され二五歳未満の成熟者を保護することとな 対立している。ここでは、学説を概観した後、この問題に関し重要と考えられる Ulp. D. 4, 4, 7, 2 の検討を行う。これ し損害を蒙った場合にも、当事者の申請により事実審査の上自らの裁量により一度生じた法状況を元に戻すことを命 ス法による抗弁」を付与し二五歳未満者を保護することが行われた。更に、法務官は、二五歳未満者が法律行為をな った。この法律の内容は正確には伝わらないが、二五歳未満者を欺罔した者に対する二倍額の国民訴権が付与された(ダ) いては原則として婦女後見が付せられその制約に服する)、あらゆる点で一人前として取扱われる。 によって、後見とは区別される若年者保佐制度についての考察を今後進めるための手掛りを得ることを目的とする。 一 古典期においては、家長権に服さない自権者は、(男子については通常十四歳頃、女子については十二歳とされ 成熟期に達すると未成熟後見を離脱し、市民法上裁判上および裁判外での行為能力を有し(もっとも、女子につ しかし、成熟者と

れることとなったとされる。 両者が次第に融合され、とりわけ、古典期の保佐はそこで大きな変容を蒙り、保佐が後見に準ずるものとして取扱わ ユースティーニアーヌス帝による法典編纂の時代には、後見と保佐の区別を持たないギリシャ法の影響のもとに、

さて今世紀初頭に、 イタリアの学者(とりわけソラッチ)を中心として、前世紀末より活発となっ た 正

弁済受領の権限もないとする見解が強力に主張され、 ユ帝法により大幅な修正を蒙っており、 (インテルポラーティー の弁済を認めると考えられる法文はいずれも修正であるとされる。 オー) 研究の手法を駆使し、学説彙纂や勅法彙纂に収録された法文に記述された保佐人像は 保佐人は古典期においては後見人と異なり一 今日なお有力であると言える。それらの学者によれば、 切の財産管理権を有せず従って

中心とする学者の間に多くの賛同を得ている。 産を管理する権限があり、 これに対し、 レーネルが既に早い時期 弁済の受領も可能であり、 (一九一四年) にかかる見解を批判し、 これらを記述する法文の多くは真正であると主張し、 古典期において保佐人に若年者の ドイツを

他方、 受領を許すことは理論的にも実際的にも可能であると思われる。従ってここで弁済受領のみを独立に取扱うことはあ な問題から切離して論ずることとする。 限そのものを認めようとする考えの者にとっては実際にはひとつの支援と感じられることは否定できない ながち不当であるとは言えないであろう。もっとも、保佐人に受領権限を認めるならば、 匹 ここでは、 (請求ではなく) 受領者においていわば「受身」 弁済受領権限の問題を、 弁済受領権限は確かにその一つに含まれる権限であることは認められるが、 とりあえず、 の行動であり、 保佐人の財産管理権 保佐人にたとえ管理権限を否定しようとも、 般という現在の筆者には手に余る大き そのことは保佐人の管理権

たものとして法務官に自ら原状回復を申請することが出来る。法務官が事実審査の上原状回復を命ずると、 出来かつ弁済を受領しうる。 は保佐人の同意を得た行為についても原状回復を命ずることが出来るが、実際にはその可能性は極めて低いと考えら 更に弁済しなければならない。この不都合を避けるため、 ところで古典期法上は二五歳未満成熟者は市民法上完全な能力を有するのであるから債務者に対し請求することが しかし二五歳未満者がこれを失いあるいは浪費した場合は、 保佐人の同意を得ることが望まれる。 法律行為により損害を蒙っ 理論的には、 債務者は 法務官

るが、レーネルによって立入って論じられていない、D.4,4,7,2 について、若干の検討をしたい。 も弁済受領権限を認める方向に進むことは理論的には十分考えられる。以下、保佐人への弁済に言及し重要と思われ 佐人に対し次第に大きな意義と権限を与えることが適切と感じられるようになろう。その一つとして、保佐人自身に 更に進んで法務官が原状回復による救済を積極的に二五歳未満者に与えることとなれば、取引実務上の便宜から保

- (2) lex Laetoria (又は Plaetoria) については、まずその名称から争われている状況にある。W. Kunkel—H. Honsel, Rö-たとえば、 見された都市法碑文 Lex Irnitata (J.González,The Lex Irnitata, a new copy of the Flavian municipal law misches Recht, 4. Aufl. (1987) S. 95f. および同所引用文献参照。 なお、名称については、一九八一年スペインで発 とあるが、このような見方を採りうるかは検討すべき問題と思われる。 なお、於保不二雄「行為能力につ いて の一 考 察 建は最後まで止揚できなかったが、ローマ法継受国は何処でも当然落ち着くべき運命を解決して、一本建となっている」 JRS.76 (1986) S.147-243) ch.84, 12. によって、学界の大勢は今後は lex Laetoria に傾くものと言われる 未成年者を中心として――」法学論叢三二―二(『財産管理権論序説』有信堂、 昭二九、一〇七頁以下所収)参照。 原田慶吉『ローマ法』有斐閣、 昭二四(昭三〇改訂)三二七頁には、「然しながらローマでは後見と保佐の二本
- 3 保佐人制度の発展について今日の通説は、Scriptores historiae Augustae, Marcus Aurerius伝 (Capitolinus) 10,12 おいて通説的見解を検討したいと考える。 も許すものと思われ、また、包括的保佐人のマルクス帝以前の存在を示唆すると考えうる法文もあり、近い将来、 正後はじめて二五歳未満者の事項全般にわたり保佐する包括的保佐人が導入されたとする。しかし、 上記史料は別の解釈 従うものである。この見解によれば、当初は特定の個別的事項の保佐のために特定保佐人付与がなされ、 マルクス帝の改 Römischen Recht, und insbesondere von der Lex Plaetoria, Vermischten Schriften II (1850) S. 321-395 💆 の解釈を殆んど唯一の 史料上の根拠として 展開する F. von Savigny, Von dem Schutz der Minder jährigen im

- (4)以上の展開につき、M. Kaser, Römische Privatrecht, I,2.Aufl.(1971) S.369 II,2. Aufl.(1975) S.234ff. およ ıntegrum, び同所引用文献、後古典期の保佐につき、G. Cervenca, Studi sulla cura minorum. 1 cura minorum e restitutio in Bull. 75(1972) S. 235-317 とりわけ、保佐人への弁済を認める Diocl.-Maxim. C. 2, 32, 1(a. 294) につい
- 5 S. Solazzi, La minor età nel diritto romano, Athenaeum, Roma (1912), S. 123 ff. J. Partsch, Studien zur Grosso, IV(1971) S. 320ff. bestand der negotiorum gestio im römischen Recht, Böhlau, Köln (1968) S, 277f. なね、A. Kränzlein, St, Negotiorum Gestio I. Carl Winter, Heidelberg (1913) S. 78 Anm. 学説の状況につき、H. Seiler, Der Tat-
- 6 Solazzi, minor età S. 123-127 には、次の法文を挙げる。D. 4, 4, 32, D. 26, 7, 7, 11-13;35 D. 40, 4, 22;53, 7;100, C. 2, 32, 1(但し二九四年公布)この他、S. 226にD. 4, 4, 7, 2
- 7 O. Lenel, Die cura minorum der klassischen Zeit, SZ (Rom) 35 (1914) S. 129-213 (なね、D.4,4,7,2 どりこと

はS. 203 Anm. 1 において立入った検討を留保する)。基本的にこれを是認、Kaser, RPR, I, S. 371f.

Ulp. 11ad ed. D. 4, 4, 7, 2 本文

満者の弁済受領が原状回復の対象となりうること、従って、保佐人なき二五歳未満者への支払が強制されぬこと(1)債 本職は各場合の事情に応じて之を取扱うべし」の「法律行為」に含まれるものを挙げ、第二項において、冗二五歳未 務官の年齢故の原状回復についての告示文言「法律行為が二五歳未満者を相手として為されたりと云わるる場合には 務者は供託又は保佐人への弁済をなし得、更には、保佐人付与申請を強いうること、および、ウ法務官の決定に従っ 学説纂彙四巻四章「二五歳未満者について」第七法文は、ウルピアーヌスの告示注解第一一巻に由来する。法

た保佐人なき二五歳未満者に対する支払の効力の三つについて述べられている。

D. 4, 4, 7 pr—2 (B. 10, 4, 7, Lenel, Nr. 399)

DEM libro undecimo ad edictum. Ait praetor: 'gestum esse

qualiter, sine contractus sit, sine quid aliud contigit. IDEM libro undecimo ad edictum. Ait praetor: 'gestum esse dicetur'. gestum sic accipimus qualiter-

ဏ est, ei succurretur. Proinde si emit aliquid, si uendidit, si societatem coit, si mutuam pecuniam accepit, et captus

ဏ

N praetorem hunc minorem in integrum restitui uolentem auditurum non esse. curatores, ut ei soluatur pecunia: ceterum non ei compelletur soluere. sed hodie solet pecunia nihil ei imputandum: nisi forte quasi aduersus iniuriam appellandum quis ei putet, sed credo securus? dubitari potest: puto autem, si allegans minorem esse compulsus sit ad solutionem, oneretur uel creditor minor perdat pecuniam, aut curatoribus solui, si sunt. permittitur etiam ei subueniri, quasi gestum sit cum eo. et ideo si minor conueniat debitorem, adhibere debet tamen: si praetor decernat soluendam pecuniam minori sine curatoribus et soluerit, an possit esse ex constitutione principum debitori compellere adulescentem ad petendos sibi curatores. in aedem deponi, ut Pomponius libro uicensimo octauo scribit, ne uel debitor ultra usuris Sed et si ei pecunia a debitore paterno soluta sit uel proprio et hanc perdidit, dicendum est quid

(訳)同人(=ウルピアーヌス)告示注解第一一巻

ずれも法律行為がなされたと〔我々は〕理解する。 法務官曰く「法律行為がなされたと言われる」。契約がなされたにしろ、あるいは、 何か別のことが生じたにしろ、

- (一項)従って、何かを買い、売り、組合に加入し、消費貸借をなし、そして損害を受けた場合は、二五歳未満者に救済が与え
- バシリカ法典 B.10, 4, 7 法務官は原状回復を欲するこの二五歳未満者〔の申立〕を聞き入れないものと私は信ずる。 (二項) 二五歳未満者にその父親の債務者又は自己の債務者から金銭が弁済され、〔二五歳未満者が〕これを喪失した場合 考える。但し、ある者が、違法行為に対するが如く上訴すべきであると債務者に考える場合はこの限りでない。しかし、 が債権者は〕二五歳未満者である旨申し立てた上で支払を強制されたならば、債務者に何ら責を帰すべきでない、と私は われるべしと決定し、〔債務者が〕支払った場合、〔債務者は〕安全でありうるのか。疑問とされうる。しかし、〔債務者 佐人〔付与〕を申請することを強いることさえ許される。しかし、もし、法務官が保佐人なき二五歳未満者に金銭が支払 託されるか、〔保佐人が〕存在すれば保佐人に支払われるのを常とする。元首の勅法に基づき、債務者には、若年者が保 るいは債務者が余分に利息を負担し、あるいは、債権者たる二五歳未満者が金銭を失わないように、金銭が ければ、彼に支払うことは強制されない。しかし、今日では、ポンポーニウスが〔告示注解〕第二八巻に記すように、あ し二五歳未満者が債務者に対し請求する場合は、自分に金銭が支払われるように、 保佐人を持たねばならない。そうでな 二五歳未満者と法律行為がなされた如くに、二五歳未満者に救済が与えられると言われるべきである。このことから、

- 若年者は契約をした場合に原状回復されるのみならず、貸金を受け又は債権の支払を受け喪失した場合にも〔原状回復さ 者が〔債権者は〕若年者であると主張したが、 法務官の決定に従い保佐人なき若年者に支払うことを強いられたならば、 る。金銭を神殿に供託するならば利息から免れる。 債務者は若年者に対し自ら保佐人を申請することを強制しうる。債務 れる〕。このことから、保佐人を有さない若年者に支払うことは強制されない。しかし、保佐人に対して正当に支払われ 原状回復はない。
- 1 advertam"s.O.Lenel. Das Edictum Perpetuum, 3. Aufl. (1927) S. 116 (訳文は Ulp. D.4,4,1,1 についての春 木一郎訳『ユスティーニアーヌス帝学説彙纂プロータ』昭一三、有斐閣による)。 "Quod cum minore quam uiginiti quinque annis natu gestum esse dicetur, uti quaeque res erit, anim-
- 2 以下Th. Mommsen,Digesta, I,II,Weideman,Berlin(1870) による。
- (3)Mo. 版は contractum(Hal.) かと校訂に注記。

- (4) Geb. | | BR. 注記五七によれば、Hal. 版および Vulg. はcuratorem とし次の ei に係らわせるが、むしろ、curatores のままとし次の ei を eis に代える方が良い、とある。Mo. 版に注記なし。
- (5) paternus は厳密に父に限る場合もあるが、それに限らず父の父の意も含んで使われることがあり、 ここは後者の意と理
- (の) Lenel, Paligenensia, Pomponius Nr.51 とよる。
- (7)Scheltema 版 AII S. 550 Z. 22-29, Heimbach 版 I. S. 506 なお、本章は本文のみで、バシリカ注釈 (scholia)は伝わら ない。〔ここではギリシャ語原文は割愛〕。
- 8 中世注釈学派の成果を集大成したとされる標準注釈 Glossa ordinaria を Accursii glossa in Digestum vetus, Corpus glossatorum iuris civilis Ⅷ(1969) (De Tortis 版 (1540) の複刻)によりその訳文〔ここではラテン語原文は割愛〕 を参考のために掲げる。
- (i)conveniat debitorem(債務者に請求する) して出来ないから、C.5,59,4 のように。 裁判外、または、訴訟において事実上。なぜなら、法上は〔単独では〕決
- (k) debet (持つべき) Inst. 2, 8,2 および本項直後の項のように。 二五歳未満者が、C.5,31,7 および C.2,32,1 のように。しかし今日は裁判官の決定が介入して、
- (1)in aedem(建物へ) 〔本文テキストは in aedem sacram とある〕 神殿に、D.16,3,1,6 のように。
- (日) ultra usuris (余分に利子によって) [本文テキストは ultra in usuris とある] 供託なき場合も利息は付かないからである、D. 22, 1, 9, 1; 17, 3 のように。あるいは日く、この理由は良く、約定に基づく った。従って容易に阻止され得た、C. 4, 32, 9 のように。 利息債務もある。しかし、上述第一七法文。審判人の職務により、 上述第九法文。より高額の利息は未だ発生していなか **この理由は必然的でない。なぜなら**
- (n)vel creditor(又は債権者が) あるいは債務者自身さえが〔失う〕。そしてこれは良い理由である。
- (o) solui(支払われる)(すなわち〔支払われるのを〕常とする。このことは言われた。
- (A) permitittur ex constitutione 申請するため。 この事例においてどうしてか。 訴訟以外には〔保佐人申請は〕強いられるべきでないのに、Inst. 1,23,2 (勅法に基づき許される)〔なお、当時の本文テキストはここより新しい項を立てる〕

とられて強いられる、D.26,1,3 および Inst.1,24,3 のように。 を選ぶことを強いられる、D.26,1,3,2;3,2 末文 (当時の本文テキストは idem Cassiusから新たな項を立てている)。こ 訴訟すれば強制されない。もし被告となれば、この人又はあの人を〔保佐人として〕受領することを強いられず、誰れか れは反対である。あるいは、意に反して〔保佐人を〕受領しない。しかし、欲すること、そして、受領することを質物を のように。解答〔した〕。ここでも又訴訟が存在する。しかし、もし、年少者(pupillus)がおり、〔それが原告として〕

- (g) si allegans (もし主張して) すなわち、債務者が。
- (r)imputandum(帰せられるべき) ここで論拠を注記。〔すなわち、〕 裁判官の 命令は免責を与え、 さもなくば違法であ C. 2, 24, 5。ある場合には後見人の助成だけで完全な免責に導く、C. 5, 37, 28, 5; 27, C. 6, 49, 7。しかし、最も完全な〔保証〕 である。しかし、プラケンティヌスによれば、被後見人については別である、なぜなら原状回復がないからである、D. 12, D. 12, 1, 19, 1 のように。ここでは双方の法で債務を支払った場合である。債務を市民法上のみ又は非債債務を双方の法で は、裁判官の権威を伴って〔支払われた場合〕、Inst. 2, 8, 2, C. 5, 37, 28 および本項。反対に、〔支払わ〕ねばならないも 抗弁を持つ、Inst. 2, 8, 2, D. 46, 3, 47。 より完全な〔保証〕。もし後見人の助成をえて支払った場合のように。なぜならこ ったものを合法とする、D. 29, 5, 24, D. 2, 1, 7, 4, D. 3, 2, 6, 4, D. 27, 6, 5; 7 [, 1], D. 39, 3, 2, 3; 4 [pr.],23 [pr]。〔裁判官の命 し債務を自然法上〔支払った場合〕原状回復をもつ。以上プラケンティヌスによる。 我々によれば若年者についても同様 の場合双方とも〔債務は〕消滅する。しかし、その金銭を失った場合は原状回復により救済される、D. 26, 7, 46, 5; 46, 7; なしに被後見人に支払われた場合のように、なぜなら、双方について債務は存続する。しかし、金銭が保全されてあれば 意思は免責される、C.9,19,2, C.9,9,20, D.50,17,4 同じく注記。 債務者が被後見人に支払った。〔この場合に〕ある 令に基づけば〕最良になす、D. 42, 8, 6, 6 D. 46, 3, 81, 1。場合により然らず、C. 4, 46, 3のように。同じく注記。強制された のを支払っても受領者のものとせず、また、免責されない。但し金銭が費消された場合はこの限りでない、D. 46, 3, 14, 8, いは完全な、あるいはより完全な、あるいは最も完全な保証をもつ。完全な〔保証〕。後見人の助成又は裁判官の〔権威〕 〔支払った〕場合は共通に、二五歳を超える者と同じく、非債弁済不当利得訴権が安全である〔この文章理解至らず〕。も
- \hat{s} auditurum non esse (聞き入れられないであろう) しかし、なぜ、 土地売却について長官が許可を与えた場合には別で

6,29 のように。

あるのか。なぜなら、二五歳未満者は後になって回復される、C. 5, 71, 11(, 1) のように。これは反対であるのか?。 者に迅速に救済が与えられる。これに対して、売却は任意に〔なされるものである〕。なぜなら、そこでのように法務官 をなすことが命ぜられている。あるいはより良く〔解答した〕。必要からなされる弁済については別であり、従って債務 は売却を許す。弁済は本項のようにこれを法務官が命ずる、論拠 D.4,4,24,4。 (した)。そと(=土地売却)では売却されることを命じたが代価を評価したのではない。しかしことでは債務の支払い

一 若干の検討

要な事例と考えられることが推測されよう。 る。二五歳未満者自身の債務者ではなく、その父(ないし祖父など)の債務者からの弁済、すなわち、相続債権の弁 産債権に問題を限定しようとはしていない。 ており、それよりも遺産債権に関するものがより多く問題になり、それが法学者ウルピアーヌスの念頭にまず浮ぶ重 済が先に記述されていることが問題となりうる。このことは、二五歳未満者自らの経済活動の展開は年少故に限られ済が先に記述されていることが問題となりうる。このことは、二五歳未満者自らの経済活動の展開は年少故に限られ その冒頭の設例は「父の債務者又は自己の債務者より金銭が弁済され、二五歳未満者がこれを喪失した」事例であ まず、若年者への弁済が原状回復の対象たりうることを述べる部分について検討する。 しかしここでは、 直ちに「(二五歳未満者) 自らの債務者」と続け、

な態度によって、二五歳未満者に損害を生じた場合が多いが、必ずしもこれに限らず、相手方の事情と全く関係なく り問題とならない。 めにその救済のために原状回復の可能性が生ずる。原状回復されるのは法律行為の相手方の欺罔行為といった積極的 |五歳未満者自身への弁済が、被後見人への弁済とは異なり、市民法上は有効であり、受領者がそれを失わない限(゚ロ) しかし、ここでは二五歳未満者がそれを「失った」ことによって二五歳未満者に損害が生じ、

は、 物理的な紛失(盗難)や他人の手元での喪失の他、自らの浪費により失う場合も含まれている。従って、ここでも若物理的な紛失(盗難)や他人の手元での喪失の他、自らの浪費により失う場合も含まれている。従って、ことでも若 専ら二五歳未満者側において生じた事情に基づく場合、例えば、受領物の死亡ないし地震による滅失、 年者による浪費による喪失という可能性は排斥しえないであろうが、推測の域を出ない。 「金銭を失った」pecuniam perdidit とのみある。pecuniam(又は nummos) perdere の用語例からは、 金銭の浪費による散失の場合もこれに含まれうるとされる。ここではこれらの具体的な事情は示 されず、 あるい 単に

を行う用例は見当らないようであり、ここでは問題の指摘にとどめる。 るとは考えていないことを示している。一項にその例として挙げられる、購入、売却、組合加入、 済を与えるべきであるとする。これは、ウルピアーヌスが弁済を法務官告示の文言"gestum sit"そのものに含まれ 行為とは弁済が異なるものであることが意識されたためかと思われる。 これに対して、「法律行為が若年者となされた如く」、(quasi gestum sit cum eo) との理由で 二五歳未満者に救 他に quasi gestum sit として準ずる取扱い 消費貸借といった

復、すなわち、重ねての支払いを要求される危険を孕むため、弁済に対し躊躇がみられるのは当然のことであろう。 ウルピアーヌスはこの事情を「従って」の語で要約し、二五歳未満者が自らに支払われるように要求する場合は保佐 人を有すべく、さもなくば支払が強制されないとする。 債務者にとっては、二五歳未満者自身への弁済の場合に自己の側の事情とは全く関係なしに法務官に よる 原 状

する勅法を根拠にここでは裁判外の請求と解する注釈の態度は今日の我々には無理があると思われるが、(?) 外で)催告する」の意と「法廷召換を行い訴訟で請求する」の意の両義がある。裁判上では保佐人の助力を要すると 「二五歳未満者が債務者に請求する場合」si minor conveviat debitorem とあるが、 しの convenire 以降に続く は

文章との関係で容易に決しえない。

なければ支払うことは強制されない」とあって、ここでも弁済についてのみ言及がある。従って、本文自体から請求

請求そのものに保佐人が必要であるとは直ちに結論しえないように思われる。

さらに次の文章には

「そうで

に保佐人を必要とすると理解するのは直ちには出来ないように思われる。

ば、 ち、 ①保佐人を有しない二五歳未満者の請求に対し債務者が自発的に弁済をすればそれ自体は有効であること、すなわ 五歳未満者への弁済を拒みうる、すなわち、弁済しないことが違法ではないことを意味し、(*) 付加された説明からすると、二五歳未満者自身の行為「義務」を述べるものかは疑問とするに価しよう。ここでは、 が備えるべき要件であり、二五歳未満者の「負担」にすぎないと解すべきでないかと思われる。 ところで、ここで「持たねばならない」(debet) は次の「そうでなければ強制されない」(non compelletur) の 二五歳未満者の弁済受領権限は存続していること、 ととでの 「持たねばならぬ」は、債権者たる二五歳未満者が債務者に対し無条件に弁済を要求しうるために自ら および、 (2)他方、債務者は原状回復の可能性がある以上は二 それに尽きる。

者の弁済受領権限についての叙述と考えることができよう。 保佐人の弁済受領権について何ら論ずるものでない。このように理解することが許されるならば、本段は二五歳未満(゚タ) 前又は事後の〕同意を与えることにすぎず、保佐人による弁済受領については想定していない。 ことでは、

保佐人を有する場合にも支払われるのは

二五歳未満者自身に対してであり、 保佐人はこれに 従って、 この部分は

- (中) Beseler, Beiträge zur Kritik der römischen Rechtsquellen, 2(1911)S.98 は (paterno) (vel proprio) を修正し し、Solazzi,Minor età S. 224ff.はこれを真正とする。
- (2) Ulp.11ad ed. D.4,4,3,2 は二五歳未満者が相続し、二五歳到達後相続債権を取り立てた事例。同法 文につき、 ヴィニーとローマ法源——Ulp.D.4,4,3,2; 未成年者の相続承認と相続債権の取立——」 原島重義編 『近代私法学の形成 と現代法理論』九州大学出版会、一九八八、三八五―四〇四頁。 拙 稿
- 3 被後見人への弁済は無効、ただし、利得の限度で再度の支払を免れる。Gai. 2,84 Paul. 7 ad Sab. D. 46,3,15, Inst. 2,8,2
- (4)たとえば、Ulp. 11 ad ed. D. 4, 4, 11, 5, (滅失・死亡但し、Marcellus の反対意見を含む)Pap. 28 quaest. D. 46, 3, 95, 3 (喪失) Ulp. 11 ad ed. D.4,4,11,6, Gai 4 ad ed.prov. D.4,4,27,1 (浪費)
- 5 pecuniam (nummos) perdere 中、 31 ad ed, D. 17, 1, 12, 11 など。 浪費例Ulp. 11 ad ed. D 4,4,11,6 (前掲) Ulp. 19 ad ed. D.15,3,10,6, Ulp.
- (6) VIR s. v. quasi とよる。
- (7) 前掲注釈 (i) C. 5, 59, 4 はユ帝の五三一年発布。
- (8) もっとも、遅延利息の発生については、二五歳未満者に原状回復が付与される際喪失した利息をも顧慮 されるとの 法文 (Paul.sing. de usuris D.22,1,17,3) もあり、別途考えるべきかも知れない。
- 9 もっとも、かつては、保佐人への支払いの意と理解し、curatorem ないし eisと校訂する見解があったことにつき、二節 注四参照。

策として、供託および保佐人への支払、さらに保佐人付与申請強制について述べる。 二 次いで、「しかし今日では」で始まる第二段においては、 債務者側の立場から、 原状回復の不安に対する対抗

わち、 「今日では……常とする」の記述は、明言されないが心理的には 以前のあり方に変更が加えられたことを示している。債務者たる二五歳未満者が保佐人を有しない場合に債務 「従来とは異なり」の意を含むこととなる。 すな

同人による初めての導入ではなく、その時代に既に認められていたものと考える方が適切であろう。保佐人への支払 を打ち破る手段が新たに導入されたことを述べようとする。この変更は、供託について二世紀中葉の法学者ポンポー 者が弁済をしない状況は債務者にとって必ずしも有利なばかりであるとはいえず、債務者が主導権をとってこの状況 は供託と同時に導入されたと考えるよりは、 ニウムがその理由を記述していること、および同人が解答権の与えられなかった法学者であるという立場からして、 後に言及するように、これに遅れたと考えることは十分許され、むしろ

利息がここではその対象となるのであろう。 には発生しないが、誠意訴訟あるいはその他限られた訴訟で裁判官が付す遅延利息および問答契約で別途約した約定 ポンポーニウスの挙げる二つの理由中、「余分の利息を負担しないよう」 については、 古典期には遅延利息は当然

そのような展開を構想することに傾く。

復=二度の支払いを回避させるところに重点があることが知られる。 債権者たる若年者が金銭を失わぬようという第二の理由も、債務者保護の立場から、そのためにあるうべき原状回

債権者が負担すると推測されている。(5) べきものとされる。供託物の受戻は債権者ではなく債務者が行い、また、危険の負担につき明言する法文はないが、 定されているのは、若年者財産の確実な保全を保証するためと考えられる。金銭の供託は袋に入れ封印の上なされる 由として許されていたことが他の法文からも知られる。 寄託先は第三者又は公の場所であり、 古典期において、供託は、債権者の受領拒否、債権者不知その他の理由で許され、二五歳未満であることもその理 ここで、「神殿」が指

がこの方法までその告示注解で言及していたか不詳ないしはあるいは消極に解すべきものとすれば、 弁済供託に次いで、保佐人への直接の弁済が述べられる。これが、供託に次いで記述され、また、ポンポーニウム 供託より先立つ

じめて保佐人をもたない場合には若年者が法務官のもとに保佐人を付与するよう申請することを強制する勅法が発布 済することがより簡載な方法と映り、 のでないと考えることになろう。 実際、 次第にその利用が増すことは避けえないであろう。 供託はいくつかの手続を践むことを要求されるのであり、 そのような背景があっ 保佐人へ直接弁

されたものと考えることができる。

deus V)7 元首を指すものかも特定できない。また、二五歳未満者を具体的にどのようにして、(6) て解釈することが許されるのか、 他でとの勅法に該当するものは見当らないようであり、 もっとも、「元首(複数形)の勅法 0 形容詞も付されていないのであるが、元首がウルピアーヌスの執筆時存命であることを示唆するものと果し 元首が共同で一つの勅法を発布し学説彙纂に言及のあるものは多くない 〔単数形〕 に基づき」ex constitutione principum とあるが、 しかもその不登載の理由は詳らかでない。 強制するのかも明ら ま た 勅法彙纂その 元 が、 首 か で に どの 神 な 聖

せず ない。 われる。 勅法発布の理由を不分明のものとするであろう。 流れが更に強まり、 ための要件を述べている。そこでは、 さて、 るものと思われる。本法文の修正を主張する見解中、全部修正とするものを除けば、 sed hodie 第二段においては、債務者の主体的行動、すなわち、まず弁済供託、 勅法による保佐人付与申請の強制は保佐人への弁済の可能性を認めてはじめてその意味が理解され得ると思 第一段における「保佐人を持たねばならぬ」は債権者たる二五歳未満者の立場から、 (しかし今日では)以下、(8) 保佐人を持つように「強制することさえ」(etiam)という語を以ってその要請の強さを表現して 債務者側から二五歳未満者に保佐人付与申請を強制させる要請は特に見出され 勅法に関する記述の直前までの修正を主張する者がある。 ローマ法学者の文章は多く極めて論理的な構造をとっているように 次いで、保佐人への支払を記述し、 この勅法の部分の修正を主張 自己の要求を実現する このことは、 その

- に思われる。 思われる。ここでも、何らかを脱落させるとその一つ一つが抜けてはならない議論の運びが一度に崩れてしまうよう
- (ー) hodie solet の例 Paul. 1 sent. D. 8,3,9 Seruitus aquae ducendae uel hauriendae nisi ex capite uel ex fonte ば設定されえない。しかし今日どの場所でも設定されるのを常とする。」 constitui non potest:hodie tamen ex quocumque loco constitui solet. 「導水又は吸水役権は冒頭又は泉源でなけれ
- (a) Marcianus, 4 regl. D. 22, 1, 32, 2 Kaser, RPR I, S. 516 Amm, 24
- (3)実際は、債務者自身が未払いの間に喪失する危険もあることを注釈(n)は示唆する。
- (4) Pap.3 resp. D.17,1,56,1 Fideiussor qui pecuniam in iure optulit et propter aetatem eius qui petebat obsignauit ac publice deposuit, confestim agere mandati potest. 「法廷で金銭を提供し、原告の年齢故に封印し公に
- (5) 以上につか、M. Nitschke,Die Hinterlegung der geschuldeten Leistung im römischen Recht,SD 24 (1958)

供託した信命保証人は直ちに委任訴権を提起しうる」。なお、Hermog. 2 iuris epit, D.46,1,64

- 6 Paul. 3. brevium D.4,6,8 と ex principum Marci et Commodi constitutione とある他、contra orationem di-G. Gualandi, Legislazione imperiale e giurisprudenza, II (1963) Giuffrè, Milano S. 190 Anm. 83 & G. Haenel, vorum principum (Paul. 9 resp. D. 27, 9, 14) なね ex rescripto divorum fratrum (Ulp. 31 ad ed. 17, 1, 8, 8) Corpus legum S. 144 による Septimus Severus. Antoninus Caracalla に帰す可能性の示唆あることを注記。
- (7) Caracalla C. 5, 31, 1(a. 214) は、 若年者を被告として 訴訟する場合、 原告は担当裁判官のもとへ、 「保佐人付与につき、 その職務が果されるように」(ut in dandis cureaoribus officio suo fungatur) 赴くとある。R. Vigneron, Bull 77 (1974) S. 488 は、これにより本項の手続が確認されるとする。
- 8 Faber, Coniect 17,13 (sed hodie-sunt) Beseler, Beiträge, 2,98 (sed hodie-deponi; ne vel-sunt) Albertario, hodie 10=studi, 6, S. 131 Solazzi, Minor età S. 224ff. Partsch, neg. gest. S. 78 Anm.

われる。

の見解については今後を期したい なお、 R. Vingeron, Offerre aut deponere, Liège (1979) (未見) (書稱、 W. Litewski, SZ 89(1981)S. 489-500)

9 なお、バシリカ法典には、 る。 て その理由を推測することは困難であるが、その表現は明確であり、本文に記した推論と矛盾するものではないと考え との部分につき、 少し順序を異にした形で要約されている。 本章には注釈が伝わら な た

ずる法務官の決定のあった場合という特殊の問題を取り扱う。 Ξ 「しかし、もし法務官が」 quid tam:si praetor で始まる第三段は、 ウルピアーヌスはこの場合に、 保佐人なき二五歳未満者への支払を命 債務者が請求者の二五

歳未満たることを主張するも法務官より支払を命ぜられ弁済した場合につき、二五歳未満者が

(その金銭を失った

った以上、 しなかった場合の取扱いは言及がなく、これと異なる結論となるのかは速断は許されないが、 原状回復を申立てても聞き入れられないものと信ずる、とする。債務者が相手方の二五歳未満であることを主張 法務官がそのことを承知の上で命じたのであるから二重払いはあってはならない、と考えているものと思 少くともその主張があ

上訴の可能性を示唆する。 ことが前提となっている。 まず、ここでも二五歳未満者の受領権限があること、 しかし、これを強制しえたかは微妙な問題であり、 および、 弁済は保佐人の助力なくしてそれ自体は ある法学者は、 かかる法務官の決定に 有効で ある

訟である方式書訴訟は、 がなされ、 ところで、法務官がなぜここで担当し、かつ、このような決定を下したかについて推測を試みる。 審判人のもとでの審判手続において審判人により証拠調べおよび判決がなされる。ここでは まず、 法務官の 面 前における法廷手続において当事者の主張の (形式的) 審査 古典期の の上争点決定 「法務官が決 通常訴

がないこと、 内容自体の不当性を問題としているように見られること、更に、ウルピアーヌス自身も管轄につき何ら述べるところ 官の管轄そのものに異議を申し立てたことは知られず、また、上訴の可能性を示唆する(法学)者も管轄よりも決定 ない、と考えざるをえない。他方、債務者が相手方の二五歳未満であることに異論を唱えたことのみ伝えられ、 定した」(decernat) と明記されているので、二五歳未満者の債務者を相手方とする通常支払請求訴訟の終局判決では などから、 法務官はこの決定をするにつき管轄を適法に有していたものと推測されるであろう。 法務

として、違法そのものとは断じていないところからも推測しうる。 いことは、ウルピアーヌスとは異なる見解を述べる法学者も、「違法行為に対するが如く」quasi adversus iniuriam が第三段の冒頭に置かれていることから示唆されている。しかし、法務官の決定がそれ自体直ちに違法とは言いえな この法務官の決定が通例のものでないことは、難問の設例を持ち出すために使われることの多い quid tamen

ころとなったであろうとの推測はおそらく許されよう。そうすると訴訟担当の通常法務官は保佐人付与の管轄を持っ(3) ずべきであるのにこれを不要とし、直ちに支払を命ずるといった事例が想定可能のように思われる。 唯一 ないといった場合があったことを想定してみるが、 助が必要でなくかつ二五歳に極めて近い場合、 ていないこととなり、保佐人付与まで手続と時間を要することが考えられる。 レリウス帝により後見に関する法務官が導入されたと伝えられ、保佐人の付与もまたこの後見係法務官の担当すると 法務官は、法廷手続において債務者が二五歳未満者の請求する債務の存在自体は認めるも、その保佐人なきことを の 理由に当該債務の弁済を拒否する旨申し立てた場合に、本来は一旦二五歳未満者に保佐人が付与された上で命 あるいは、 単なる憶測にすぎない。 債務者の財産状況の急激な悪化のために保佐人付与が待て 例えば、 当該弁済以外には保佐人の援 マルクス・アウ

ずれにせよ、第三段においては、

保佐人を有せぬ二五歳未満者への弁済を法務官が命じ、

それに従った場合でも

.3 ろ 定 務 は 55 (2-4・172) 498

ないことは留意すべきものと思われる。 原状回復の可能性が存在し、これをウルピアーヌスは の語でこれを否定しているのであって、 法務官の決定に従う弁済が当然に全面的な免責に導くとは前提されてい 一度は問題とし、 一定の要件ある場合に し か Ų 私 は

信 ず

- 1 この第三段についての修正主張 3, 113;4, 233 (nisi forte—putet). Solazzi, l. c. Schifordeger, ad Fabrum, 1,124 (未見) ca. Solazzi, Min. età, 224ff, (si allegans----credo) Beseler, Beiträge, (quid tamen--non esse) Faber, Coniect, 18, 13 (703, 2) (quid tamen-
- (∾) quid tamen si 6 | 函′Ulp. 13 ad Sab. D.38,17,2,34 Quid si indignos, id est minus habiles ad tutelam pe-わち、 secutus? iam quidem praetoris delictum est, sed et matris punimus consilium. 「しかしもし、不適任者、すな tierit, quoniam sciebat praetorem eos non daturum? quid tamen si dedit eos praetor matris petitionem しかし、法務官が母の請求に従って彼らを与えた場合はどうか、ここは実際法務官の違法行為があるが、母の意図をも我 々は罰する。」 後見〔を行う〕能力なき者を、法務官が彼らを〔後見人に〕付与しないことを知りながら申請した場合はどうか。
- (m) SHA, MA 10,11 および、Kaser, Römische Zivilprozessrecht, S. 365, Anm. 32 参照。

四 なお、Ulp. D. 4, 4, 7, 2 以外の法文で保佐人の弁済受領権限の有無を論ずるものとして引用されたものにつき

簡単ではあるが言及したい。 を与えるなどの理由で、ユ帝による修正でないと直ちには論じ難いものがある。 いくつかの法文は後見人あるいは錯乱者保佐人の言及あるところに二五歳未満者保佐人を付加したが如き印象

(1) D. 26, 7, 35 パーピニアーヌス、質疑録第二巻

自己の危険においてその取立をなすことは強いられない。 後見人又は保佐人は、支払不能であると正当に考える債権を以前の後見人又は保佐人から引受けることは強いられるが、

② D. 26, 7, 7. 11—13 ウルピアーヌス、告示注解第三五巻(*)

対する利息を支払う。 相続人さえも、死亡〔した保佐人〕に代って〔新たな〕保佐人が立てられるよう催告をしなかった期間につき、金庫にある金銭に なら、 被後見人の元本を自己の用に転じたか利息を〔そうしたか〕はたしかにあまり相異がないからである。(一三項) 保 佐 人 の はない。(一二項)後見人又は保佐人は、取立てた利息を自己の用にとどめたならば、利息の利息をも承認せねばならない。 なぜ されるのを常とする。〔しかし〕時間の猶予又は期間は未成熟者又は若年者の金銭を自己の用に転じた者たちに付与されるべきで (一一項) 後見人からは利息は直ちに徴収されず、徴収および貸付に二カ月が与えられる。 このことは後見訴訟においても遵守

(3) D. 40, 4, 22 アフリカーヌス、質疑録第九巻(*)

ない場合は、奴隷に悪意を欠く場合でなければ自由を得ない。同じことが保佐人についても言われるべきである、と。〔下略〕 ることと理解されるべきである。従って、候補自由人が金員を提供するも、 後見人が被後見人を害するために受領することを欲し ることは、被後見人の物の譲渡についても遵守されているように、候補自由人および後見人の善意および欺罔なしにそれがなされ られた候補自由人は後見人に与え、若くは、後見人が条件不成就につき責任あるならば奴隷は自由を得る、と一般に認められてい た。〔ユーリアーヌスは〕 スティクスは自由であるかと問われて、 自由ではないと解答した。なぜなら、 金銭を与えることを命じ たるべし、と命じた。この奴隷が銀の一部を盗んだ上で後見人と分け、かくして後見人は奴隷に正規に計算がなされたものと認め 未成熟者である息子を相続人に指定した者が、 〔遺言中に〕〔奴隷〕 スティクスはその管理にある銀の計算をなしたならば 自由

④ D. 46, 3, 100 パウルス、解答録第一○巻

弁済されることとの約定で属州において金銭を貸与し、 その金銭がローマでこれら保佐人又は後見人に支払われうるかを問題とす 属州において付与された保佐人又は後見人が、イタリアの事項の管理を引受けていないにも拘らず、その金銭がローマにおいて

佐人又は後見人である者はイタリアで事務を行わないのを常とする。但し、 る。 う約束することを計った場合はこの限りでない、と解答した。 パ ウルスは、 被後見人に負担する債務はその事務を管理する後見人又は保佐人に正当に弁済される、 特に属州の事項の保佐人が自己にローマで返却するよ しかし、 属州の事項の保

(5) D. 46, 3, 49 マルキアーヌス、抵当方式論単巻書

えば、 三者への弁済を〕追認した場合も同様である。後見人に金銭が支払われた場合にも、保佐人、委託事務管理人、原告の承継人の何 人か又は奴隷に〔支払われた場合も〕弁済は債務者に役立つ。〔下略〕 債権者に支払われた場合は、直ちに自然に金銭が弁済されたと我々は理解する。しかし、債権者の指図によりそれ以外の者、 債権者の債務者、将来の債務者あるいは受贈をうける者、に支払われる場合も免責されなければならない。 債権者が 例

(6) D. 46, 3, 14, 7 ウルピアーヌス、サビーヌス注解第三○巻

<u>る</u> 錯乱者の保佐人にも正当に支払われる。同じく、年齢あるいはその他の正当の事由により十分でない者の保佐人に〔も支払われ しかし、被後見人の保佐人にも正当に支払われることは明らかである。

かしこれはむしろ、 0) 弁済を否定したのは遺言に自己自身への支払いが明記されていることをその根拠とするように思われる。 (=)ソラッチが、二五歳未満者保佐人への弁済が効力がないとの主張の重要な根拠とするのが次の法文である。 保佐人が一般的には弁済を受領しうることを前提としており、 かつ、 本事例で若年者が保佐人へ

D. 40, 4, 53 パウルス、解答録第一五巻(?)

の条件で〕奴隷に自由を付与した。ガーイウスが成熟に達した時、 つき満足を与え、保佐人より担保を得てのち、彼は自由であると言明された。 ところが、遺言者の息子であるガーイウス・セイウ ルキウス・ティティウスが〔遺言で〕「自分の息子ガーイウス・セイウスに信義に基づきその管理の計算を 与える なら ば」〔と 奴隷はその保佐人から請求され、 審判人のもとでさえすべてに

と解答した。

遺言に記載された条件を成就するよう残りの計算が若年者の保佐人に正当に支払われたとは思われない、しかし、もし若 年者の 面前で金銭が支払われ、 スは、金銭がその保佐人に正しく支払われたことを否定した。私は、 金銭が正しく支払われたか否かを問題とする。パウルスは、 あるいはその計算に支払われたならば〔若年者〕自らに支払われたかのように条件が成就されたと思われ

うという特殊な事例と考えるべきでないかと思われる。 おそらく真正のものと考えられるが、本人の異例の行動を覚知した際の保佐人は一般の場合より高められた義務を負 なお、保佐人の弁済受領義務を意味するかのような次の法文があり、ソラッチはこれを全面的に修正とする。

4,4,32 パウルス、質疑録第一巻

の決定を信じ管理することを止め、あるいは、計算をなしたならば、他の債務者と類似の立場にあり、従って責任を負わない。」 どまった保佐人は、本人が債務の金銭を受領することを認容すべきでなく、このために責任を負う、と。しかし、保佐人自ら長官 解答した。債務を弁済した者は法上免責され、再び請求されるべきでない、勿論、本人が未満者であることを知り、同じ職務にと め、保佐〔の計算〕を返却さえした場合は、年齢証明ののち〔管理を〕止めたのでその時間の危険は保佐人に属するものか?私は された。私は何人が危険を負担するのかを問題とする。もし保佐人もまた同じく二五歳を超えると信ずる錯誤にあり、 解していたので管理を継続した。年齢証明後〔現実に〕二五歳に達するまでの間に、債務の金員が若年者に弁済され、それが浪費 二五歳未満者が、属州長官の面前で偽って成年に達したと身体の観察から証明した。〔しかし〕保佐人は未満者であることと 管理を止

成熟に関する証明は生理的成熟であるためその証明は容易であり、これを偽るのは極めて難しいように思われる。こ ソラッチは、保佐人に管理権がないことを理由に、ここでの年齢証明は成熟に関するそれであるとする。しかし、

面が偽造されたと推測しうる例も伝えられる。 れに対して、二五 歳の証明は出生年の証明であり、 成熟年から更に相当の期間を経ており、 通常 証 明の 基礎となる書

思わ 接に 保佐人が本人に代って弁済を受くべき義務をも表明しているとの理解に至ったとしてもあながち不当とはいえない えば供託などにより)本人に対して支払わぬことさえ実現するように努めれば足り、保佐人が受領すべきものとは直 しこれを浪費するが如き行為を保佐人は容認すべきでなく、本人に対し責任を負うというにとどまる。 い。二五歳未満者自身が一般には弁済を受領することが可能であることを前提としつつ、年齢詐称をして金員を受領 純 れる。 は帰結しえない。もっとも保佐人の管理権を認め、 論理的には、 本法文はその真正であることを認めても保佐人自身の受領権限ないし義務については論及して 弁済受領権限があるとの立場に立てば、この異例の場合に、 債務者が (例 い ٤ な

費者保佐と同様に、 ずれにしても、 保佐人のこれらの義務は二五歳未満者自身の保護の観点のみではおそらく説明が十分でなく、 家産保護の必要といった背景を考えねばならないと思われる。 浪

- 1 tutore uel curatore suscipere quidem cogitur, non tamen exactionem periculo suo facere 7, 35 2 quaest.) Tutor siue curator nomina, quae iuste putat non esse idonea, a priore
- 2 D. 26, 7, 7, 11-13 (Ulp. 35. ad ed.) Usurae a tutoribus non statim exiguntur, sed interiecto tempore ad oportet: conuerterunt. exigendum laxamentum temporis tribui et ad collocandum duum mensum, §12 Si usuras exactas tutor uel curator usibus suis retinuerint, earum usuras agnoscere eos enim parui refert, non oportet utrum sortem pupillarem his, qui nummos impuberum uel adulescentium in idque in iudicio tutelae seruari solet: quod spatium seu an usuras Ħ susu suos conuerterint. suos

- uerint, ut loco defuncti curator constituatur. Pecuniae, quae in arca fuit, etiam heredes curatoris tamdiu usuras praestabunt, quamdiu non interpella-
- 3 D. 40, 4, 22 (Afr. 9 quaest.) Qui filium impuberem heredem instituit, Stichum ratione argenti, quod quod alioquin placeat, si statuliber pecuniam dare iussus tutori det uel per tutorem stet, quo minus conpecuniam tutor in fraudem pupilli accipere nolit, non aliter libertatem contingere, quam si seruus fraude et tutoris id fiat, sicut et in alienationibus rerum pupillarium seruatur. itaque et si offerente statulibero dicioni pareatur, peruenire eum ad libertatem, ita accipiendum, ut bona fide et citra fraudem statuliberi cura eius esset, reddita liberum esse iusserat: is seruus parte argenti subtracta cum tutore diuisit atque careat. eademque et de curatore dicenda..... ita tutor ei parem rationem adscripsit. consultus, an Stichus liber esset, respondit non esse liberum: nam
- (4) D.46, 3, 100 (Paul. 10 resp.) Quaero, an curatoribus uel tutoribus in prouincia datis Romae pecunia solui liter tutores prouincialium rerum, ut sibi Romae redderetur, promitti curauerunt. qui prouincialium rerum curatores uel tutores sunt, Italica negotia administrare non solere, nisi speciatutoribus uel curatoribus recte pupillo pecuniam debitam solui, qui negotia eius administrant: eos autem, rerum Italicarum administrationem non sustinent, an, si soluerit debitor, liberetur. Paulus respondit his possit, quae in prouincia ita ab his faenerata esset, ut Romae solueretur, cum idem curatores uel tutores
- 5 D. 46, 3, 49 (Marcianus sing. ad hypothecariam formulam) Solutam pecuniam intellegimus utique naturalei solutio. qued si acceptum latum sit, quod stipulationis nomine hypotheca erat obligata uel sine stipuquoque si soluta sit pecunia uel curatori uel procuratori uel cuilibet successori uel seruo actori, proficiet etiam ei cui donaturus erat, absolui debet. ratam quoque solutionem si creditor habuerit, idem erit. tutori iter, si numerata sit creditori. sed et si iussu eius alii soluatur, uel creditori eius uel futuro debitori uel latione accepta sit, solutionis quidem uerbum non proficiet, sed satisdationis sufficit.
- (φ) D. 46, 3, 14, 7 (Ulp. 3 ad Sab.) Curatori quoque furiosi recte soluitur, item curatori sibi non sufficentis uel

per aetatem uel per aliam iustam causam, sed et pupilli curatori recte solui constat

- (~) D.40,4,53(Paul. 15 resp.) Lucius Titius seruo libertatem dedit, si rationem actus sui ex flde dedisset Gaio adscripta impleatur, non iure exsolutam uideri: sed si praesente adulescente pecunia illata est uel in rasit quantitas. Paulus respondit curatoribus quidem adulescentis reliquam rationem, ut condicio testamento etiam apud iudicem omnibus satisfecit: exacta cautione a curatoribus pronuntiatum est liberum eum nunc Gaius Seius Illius testatoris negat curatoribus suis recte pecuniam inlatam: quaero, an iure soluta tionibus eius relata, impletam condicionem uideri, ac si ipsi soluta fuisset Seio fllio suo: cum annos pubertatis egressus fuisset Gaius Seius, a curatoribus eiusdem conuentus seruus
- する。右記ラテン語本文もそのような校訂が可能であるが、ここでは立ち入らない。 なお、B. 48, 3, 53 および同注釈は遺言に「息子が成熟した時に息子に計算書を交付した場合には」との条件があったと
- (∞) D.4,4,32 (Paul. 1 quaest.) Minor uiginti quinque annis adito praeside ex aspectu corporis falso probauit etiam rationem reddiderunt, similes sunt ceteris debitoribus, ideoque non conueniuntur qui debita exsoluerunt, liberati iure ipso non debent iterum conueniri. plane curatores, qui scientes restituissent, an periculum temporis, quod post probatam aetatem cessit, ad eos pertineat? respondi: hi, errore perseuerassent, ut putarent maiorem esse et abstinuissent se ab administratione, curationem etiam bebunt hoc nomine conueniri. quod si et ipsi decreto praesidis crediderunt et adminstrare cessauerunt ue minorem esse perseuerauerunt in eodem officio, non debuerunt eum pati accipere pecunias debitas et deniae debitae easque male consumpsit. quaero cuius sit periculum: et quid si curatores quoque in eodem tempore post probatam aetatem ante impletum uicensimum quintum annum solutae sunt adulescenti pecuperfectam aetatem: curatores cum intellexissent esse minorem perseuerauerunt in administratione: medio
- (の) Alex. C. 2, 42(43), 1 (a. 223) おね、Cod. Greg. 2, 3, 1 (a. 245) Diocl. -Maxim. C. 2, 42(43), 3 (a. 293)

四 小括――今後の課題

は、 らはいずれも、 果されてはいないことを認めざるをえない。にも拘らず、少くとも、この法文におけるウルピアーヌスの思考の流れ 認める部分をユ帝による修正とすべき理由は見出せないと結論して良いのであろう。また、 は大よそ理解しえたと思われる。それによれば、 これに対して第二段では、債務者側の主導権による供託および保佐人への支払いの問題が記述 され、 保佐人なき二五歳未満者への弁済を命ずる法務官の決定というやや異例の事例が取扱われている。そして、これ 以上、Ulp. D. 4, 4, 7, 2 の具体的な形を明らかにしようと努めた積りであるが、残念ながらその意図は十分には 論理の運びおよび文の流れからして全体として維持され得ると思われ、とりわけ、保佐人への弁済を 第一段では、債権者たる二五歳未満者の弁済受領の可能性が論ぜら 他に保佐人の弁済受領権 第三段

時に、 検討しなければならないであろう。 めることであり、保佐人と本人との関係が後見人と被後見人との関係とは異なるものであることを示している。と同 このことは、 両者の債務者に対する関係、および、二五歳未満者と保佐人間の関係のそれぞれの法的性質ないしその内容を 二五歳未満者本人と並んで、(法務官より付与された) 保佐人が弁済受領権限を有することを認

限を否定する法史料も見当らないように思われる。

権により責任を負うものとされており、これは保佐人が後見と類似性をもちつつ、これとは異った取扱いを受けてい 後見人は後見訴権によって責任を負うのに対し、 保佐人は、二五歳未満者に対し特別の訴権ではなく、 事務管理訴

たととを示している。

いずれにしても、これらの問題は他人の財産管理 (訴訟をも含め)全般にわたる問題と深く連関しており、到底と

とでその見通しを述べうるものではない。

本稿は、保佐人のいわば受働的な弁済受領権限という極めて限られた問題につき、 レーネルの示した見解を、

D. 4, 4, 7, 2 において単に確認したにとどまる。このことは直接には、保佐人の財産管理権を否定はしないということ にすぎない。保佐人の財産管理権そのものの問題は、 今後の検討課題とされねばならず、その中ではじめて、この弁

済受領権限も正しく位置づけられるものと思われる。 法文の検討、 文献の参看もいずれも至らないこの未熟な習作が

それらの検討のための捨石ともなれば幸である。

(完